

marcoReLINE 契約約款

2026 年 9 月 7 日改定
株式会社マルコ

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

株式会社マルコ（以下、「当社」といいます。）は、marcoReLINE（以下、「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、本サービス契約約款（以下、「約款」といいます。）を定め、本サービスの利用については、約款およびその他の利用規約が適用されます。

第 2 条（約款の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、約款を変更することができるものとします。
2. 当社は、約款を変更する場合、変更後の約款の内容および効力発生時期を、当社のホームページ上への掲載、その他当社が適切と判断する方法により周知します。
3. 契約者が、変更後の約款の効力発生時期経過後に本サービスを利用した場合、契約者は変更後の約款に同意したものとみなします。

第 3 条（用語の定義）

約款においては、本サービス、契約者、利用回線等の用語は当社が別途定める定義に従うものとします。

第 2 章 契約

第 4 条（契約の成立）

1. 本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日として、当社はサービス開始日を契約者に通知するものとします。

第 5 条（契約の単位）

当社は、1 の回線収容部毎に 1 の本サービス利用契約を締結します。

第 6 条（契約申し込みの承諾）

本サービスは、当社が定める提供区域において提供します。

第 7 条（契約申し込みの承諾および不承諾）

1. 当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、契約申込者に通知します。
2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者又は利用している者とならない場合。
 - (2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 第 33 条（利用に係る契約者の義務）の定めに違反するおそれがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しく支障があるとき。

第 8 条（契約の変更）

1. 契約者は、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。但し、本サービスとセット提供される一部付加機能については変更できません。
2. 当社は前項の請求があったときは、第 7 条（契約申し込みの承諾および不承諾）の定めに従って取り扱います。

第 9 条（契約者の氏名等の変更）

1. 契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
2. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
3. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第 10 条（契約者の地位の承継）

1. 相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を継承した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の定めによる代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

第 11 条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 12 条（契約者が行う本サービス利用契約の解除・最低利用期間）

1. 契約者は、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解除することができます。
2. 本サービスの最低利用期間は、本サービスの利用開始日から起算して 12 か月間とします。
3. 契約者が前項に定める最低利用期間内に本サービス利用契約を解除した場合（第 13 条に基づき当社により解除された場合を含みます。）、契約者は当社に対し、途中解約金として 13,200 円（税込）（税抜 12,000 円）をお支払いいただきます。
4. 本サービスに付帯する電話番号を他社サービスへ移管する際は別途事務手数料 5,500 円（税込）が発生いたします。

第 13 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

1. 当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。
 - (1) 第 15 条（利用停止）の定めにより本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替えを行うことができないとき。
 - (3) 契約者の名義変更、地位の承継があったとき。
 - (4) 当社が定める期日までに工事を完了できないとき。
 - (5) 契約者の死亡について当社に届出があり、または当社がその事実を確認したとき。
2. 当社は、契約者が第 15 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 15 条（利用停止）の定めにより、本サービス利用契約を解除することがあります。

3. 当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス利用契約を解除することがあります。
4. 当社は、前三項の定めにより本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 本条第1項乃至第3項の定めに従って本サービス利用契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。
6. 本条第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者の所有または占有する敷地、家屋または構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。
7. 本条第1項乃至第3項の定めにより、本サービス利用契約を解除された場合でも、契約者は、別途料金表に定める工事費等の支払いを要します。

第3章 利用中止等

第14条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
 - (2) 第17条（通信利用の制限等）の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が適当と認める方法により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第33条（利用に係る契約者の義務）の定めに従って違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線から取り外さなかったとき。
 - (6) 前各号のほか、約款の定めに従って違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。
3. 契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してなお30日間支払いが確認できない場合、当社は契約者回線等の利用を一時停止することができます。
4. 前項の停止にあたり、当社は事前に文書または電子メールにより契約者に通知します。
5. 契約者が停止後に料金の支払いを行った場合、当社は入金確認後、契約者の依頼を基に再開

の手配をします。ただし、固定電話番号サービスについては同番号での復旧はできないものとします。また再開における工事費等の費用は別途申し受けます。

第 16 条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

1. 当社は、当社および契約者の責めにやらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合や、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、前項の定めにより、本サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

第 4 章 通信

第 17 条（通信利用の制限等）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、非常通信等を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することがあります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
4. 当社は、1 の通信について、その通信時間が一定時間を超えると、またはその通信容量が一定容量を超えると、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
5. 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
6. 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
7. 当社は、本条に定める制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 5 章 料金等

第 18 条（料金および工事等に関する費用）

1. 当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、別紙料金表に定めるところによります。
2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。
3. 端末設備の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。

第 19 条（利用料金等の支払い義務）

1. 契約者は、本サービスの提供開始日から本サービス利用契約の終了日までの期間について、利用料金の支払いを要します。
2. 利用停止期間中であっても、契約者はその期間中の利用料金の支払いを要します。

第 20 条（工事費の支払い義務）

1. 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。ただし、着手前の解除等の場合はこの限りではありません。
2. 工事の着手後に解除等があった場合は、契約者は別紙料金表に定める工事費を支払っていただきます。

第 21 条（手続きに関する料金の支払い義務）

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、手続きに関する料金を支払っていただきます。

第 22 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法ならびに支払方法は、当社担当と別途お打合せにより別紙申込書に定めるものとします。

第 23 条（延滞利息）

契約者は、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、年 14.5%の割合で計算した延滞利息を支払っていただきます。

第 24 条（債権の譲渡および譲受）

1. 契約者は、当社が債権を指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。
2. 契約者は、当社が他事業者の債権を譲り受け、請求することをあらかじめ承認するものとします。
3. 譲り受けた債権は本サービスの料金とみなして取り扱います。
4. 支払がない場合、当社が原債権者に通知することに同意していただきます。

第 6 章 保守

第 25 条（当社の維持責任）

当社は、事業用電気通信設備規則に適合するよう設備を維持します。

第 26 条（契約者の維持責任）

契約者は自営設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第 27 条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、故障時に自営設備に問題がないことを確認のうえ、当社に修理を請求していただきます。
2. 係員を派遣した結果、原因が自営設備にあったときは、派遣費用をご負担いただきます。

第 7 章 損害賠償・免責

第 28 条（責任の制限）

当社の責めに帰すべき理由により本サービスが全く利用できない状態が 72 時間以上連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。

第 29 条（免責）

当社の責めによらない土地・建物への損害、ならびに約款変更に伴う設備改造費用について、当社は賠償・負担いたしません。

第 30 条（通信速度の非保証）

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。

第 31 条（損害賠償の制限）

1. 当社の賠償責任は、現実には被った通常の損害に限り、損害発生月の月額利用料金相当額（税抜）を上限とします。
2. 故意または重大な過失に基づく損害については前項を適用しません。
3. 特別損害、逸失利益、データ破損に伴う損害については責任を負いません。

第 8 章 雑則

第 32 条（反社会的勢力に対する表明保証）

反社会的勢力への該当が認められた場合、当社は無催告で契約を解除できます。

第 33 条（利用に係る契約者の義務）

電気通信設備を無断で移動・変更・分解・損壊してはなりません。

第 34 条（設置場所の提供等）

必要な場所および電気を無償で提供していただきます。

第 35 条（付加機能）

請求があったときは利用規約に基づき付加機能を提供します。

第 36 条（本サービスに付随するサービス）

契約終了後も付随サービス利用を希望する場合、別途対価を支払うことに同意するものとします。

第 37 条（情報の利用）

個人情報等は業務遂行に必要な範囲で利用します。

第 38 条（サービスの変更または廃止）

サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に告知します。

第 39 条（承諾の限界）

業務遂行上支障があるときは請求を承諾しないことがあります。

第 40 条（支払証明書等の発行）

支払証明書発行にあたり別途手数料等を申し受けます。

附則

本約款は 2026 年 9 月 7 日より効力を有するものとします。

別紙 料金表【通則】

第 1 条（料金の計算方法等）

料金および工事費用は本料金表および当社が別に定めるところによります。

第 2 条（端数処理）

計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 3 条（料金等の支払い）

指定期日までに指定金融機関等を通じ支払うものとします。

第 4 条（消費税相当額の加算）

料金等には消費税相当額を加算した額を支払うものとします。

第 5 条（料金等の臨時減免）

災害発生時等、臨時に料金を減免することがあります。

第 6 条（最低利用期間および途中解約金）

項目	内容・金額（税抜）	税込価格
最低利用期間	12 か月間（利用開始日から起算）	-

項目	内容・金額（税抜）	税込価格
途中解約金（違約金）	12,000 円	13,200 円